

会 員 各 位

一般社団法人栃木県トラック協会  
会 長 石 塚 安 民  
(公印省略)

### 国交省 令和4年度補正予算

#### 「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業」の実施について

令和4年度国土交通省補正予算において、テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキの導入に係る支援が実施されることとなりました。つきましては、下記に概要をご案内しますので、詳細(募集要領、対象機器、申請様式等)は、**全日本トラック協会**のホームページ(<https://jta.or.jp/member/shien/tgl2023notice.html>)をよくご確認の上、申請手続きされますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 補助対象

事業用自動車(緑ナンバーのトラック)において、以下①～③のいずれかを導入するもの

- ① テールゲートリフター(油圧式荷役省力化装置)
- ② トラック搭載型クレーン
- ③ トラック搭載用2段積みデッキ

#### 2. 補助対象事業者

- ① 保有車両5両以上(軽自動車、被けん引車両を除く、エンジン付きの緑ナンバーの車両)の中小トラック運送事業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業者)
- ② 上記①に補助対象機器の装着された事業用自動車を貸し渡す自動車リース事業者(トラック搭載用2段積みデッキ導入は対象外)

#### 3. 申請方法

申請方法は、郵送のみとなります。(※窓口持参での申請不可)

※郵送方法は必ず配達記録の残る「書留郵便」または「レターパック」でご送付ください。

送付先：〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館  
公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 補助金担当 あて

※栃木県トラック協会窓口での書類受付は行っておりません。

#### 4. 申請受付期間

令和5年2月27日(月) ～ 令和5年3月22日(水)まで  
(22日(水)消印有効、23日(木)全ト協必着)

※先着順ではありません。上記期間内の申請は全て受付いたします。ただし、予算額を超過する申請があった場合には、抽選による交付決定を行います。

#### 5. 補助対象機器について

##### **【テールゲートリフター】、【トラック搭載型クレーン】**

以下の①～④の要件を全て満たすものが対象

- ① 全ト協が定めるものであること(該当する型式等は全ト協HP参照)
- ② 未使用の対象機器であること
- ③ 対象機器未装着の事業用自動車に新たに対象機器を装着したものであること。
- ④ 令和4年11月8日から令和5年3月31日までの間に、該当する機器を装着した事業用自動車を購入(導入)し新車新規登録を受けたもの、又は所有している事業用自動車に新たに対象機器を後付装着し構造等変更検査を受けたものであり、かつ令和5年3月31日までに支払が完了したものであること

### 【トラック搭載用2段積みデッキ】

以下の①～④の要件を全て満たすものが対象

- ① 全ト協が定めるものであること（該当する型式等は全日本トラック協会のHP参照）
- ② 未使用のトラック搭載用2段積みデッキであること
- ③ 事業用自動車（緑ナンバー）に搭載するものであること
- ④ 令和4年11月8日から令和5年3月31日までの間に、該当する機器を導入し、かつ令和5年3月31日までに支払が完了したものであること

## 6. 各種補助額等

### 【テールゲートリフター】

- ・補助額・・・アーム式・垂直式10万円、後部階格納式・床下格納式20万円
- ・上限台数・・・1事業者につき1台（ただし、Gマーク取得事業者は2台）

### 【トラック搭載型クレーン】

- ・補助額・・・大型クラス70万円、中型クラス60万円、小型クラス50万円
- ・上限台数・・・1事業者につき1台（ただし、Gマーク取得事業者は2台）

### 【トラック搭載用2段積みデッキ】

- ・補助額・・・デッキ1基につき6万円（車両1台あたり上限18万円、最大 車両2台分36万円まで）
- ・上限台数・・・1事業者につき1台分（ただし、Gマーク取得事業者は車両2台分）

※車両1台に複数基のデッキを搭載可能な場合は、搭載可能な台数を上限とする。ただし1台あたりデッキ最大3基までを上限とする

## 7. 予算額 総額1億4千万円 ※各種予算上限あり

## 8. 申請者

### 【テールゲートリフター】、【トラック搭載型クレーン】

申請者は、申請資格を有する者で機器を装着した車両の自動車検査証上の「所有者」です。自動車検査証上の「使用者」が申請を行うことはできません。特にリースによる導入の場合は、装着車両の所有者である自動車リース事業者が申請者となりますのでご注意ください。

### 【トラック搭載用2段積みデッキ】

申請者は、申請資格を有する者でトラック搭載用2段積みデッキを使用する車両の使用者であり、かつ機器を購入した者となります。

## 9. 留意事項

※1台の車両において重複して申請することはできません。

※Gマーク取得事業者において2台申請する場合、同一事業者において複数の営業所分を申請する場合は、当該全営業所分の申請を本社が取りまとめたうえで一括申請してください。

※申請件数が予算額を超えた場合は、抽選により交付決定を行います。

※申請書等の提出書類様式は全ト協HPからダウンロードしてください。

全ト協HP：<https://jta.or.jp/member/shien/tgl2023notice.html>

HOME → 会員の皆様へ → 助成制度 → 令和4年度国交省補正予算「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」の実施について →

### 2. 申請書等の提出書類の様式

## 【問い合わせ先】

**（公社）全日本トラック協会 交通・環境部 TEL03-3354-1069**

（一社）栃木県トラック協会 業務部 TEL028-658-2515